

第 2 1 回

総会議事録

日 時 令和 7 年 2 月 1 3 日 (木) 午後 1 時 3 0 分
場 所 山形市庁舎 1 0 階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和7年1月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	長澤 弘	運営委員
出	2	金子 祐一	
出	3	丹野 菊男	運営委員
出	4	今野 智夫	
出	5	阿部 芳徳	
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	
出	8	伊藤 博良	
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	
出	11	日下部 洋一	第1ブロック長
出	12	推名 俊明	農政委員会委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	運営委員
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鎌水 豊	
出	18	佐藤 清	第3ブロック長
出	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	農政委員会副委員長
出	21	小松 武	運営委員 編集委員
出	22	丹野 長利	第2ブロック長
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第21回総会（定例）

日 時：令和7年2月13日（木）

午後1時30分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第21回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第81号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第82号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第83号 農用地利用集積計画について

議第84号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定
について

5 報 告

（1）農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

（2）農地法第5条の規定による届出の受理について

（3）農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

（4）農地改良届出書の受理について

（5）農地法第5条の規定による許可申請について

6 連絡事項

（1）次回の総会（定例）について 令和7年3月13日（木）

（2）次回の委員調査について 令和7年3月11日（火）

7 そ の 他

8 閉 会

第 2 1 回総会議事録

(令和 7 年 2 月 1 3 日 (木) 市庁舎 1 0 階 委員会開催室)

出席委員 2 4 名
欠席委員 0 名
開 会 午後 1 時 3 0 分

事 務 局	(定足数報告) 在任委員数 24 名中、出席委員数 24 名であり、総会は成立しております。 本日の傍聴人はおりません。 (出席推進委員の紹介) 第 1 ブロック：永野輝雄委員、第 2 ブロック：佐藤安広推進委員、第 3 ブロック：七五三勲推進委員、第 4 ブロック：三澤孝司推進委員が出席しています。 議長より開会及び挨拶をお願いします。
議 長	(開会及び挨拶)
議 長	議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、14 番後藤英治委員、15 番遠藤紀江委員にお願いし、書記に岩田係長を任命します。 議事に入ります。 本日、議第 84 号の審議に当たり市農政課より出席いただいておりますので、議案の協議順を一部変更して協議します。 はじめに、議第 84 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)の策定についてを上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	みだしの計画の策定に当たり市長より関係機関として当委員会の意見を求められています。資料については、各委員へ担当地区分の計画を配付しています。本日、市農政課より出席いただいておりますので、策定案について説明いただいてよろしいでしょうか。
議 長	許可します。 それでは市農政課の説明を求めます。
農 政 課 長	地域計画はこれまでの人・農地プランの法制化に伴い、地域の課題や将来のあり方等をまとめたプランと目標地図を含めた計画として、令和 7 年 3 月末までに策定することになっています。山形市では、令和 4 年度から取り組みを行っており、令和 4 年度は 1 万 1,000

	名を対象に農地利用に関する意向調査を行い、回収率は約 80%でした。令和 5 年度は担い手を中心とした話し合いを行い、今年度も令和 6 年 12 月 12 日から令和 7 年 2 月 5 日まで 18 回にわたり、地区を回り話し合いを行ってきたところです。その結果、皆様のご協力もあり、お手元にお配りしている案としてまとめました。これまで調査を含め、目標地図の作成や話し合いに多数の委員の皆様から参加をいただき、誠にありがとうございました。今後は、今月中に各関係機関の意見を聴取し、公告・縦覧の手続きを経て、3 月中の策定になります。本日は皆様方の考えやご意見を頂戴できればと思います。詳細は担当よりご説明させていただきますのでよろしくお願いします。
農 政 課	「1 地域における農業の将来の在り方」の (1) 地域計画の区域の状況の農用地等の面積は、農振区域内の黄色染めの面積です。「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」に記載されている集積率は、担い手の現在の面積を合計して、農用地等の面積から割り返した数字となっています。将来の目標とする集積率は、平たん部で田んぼが中心のところは 80%から 90%の目標としています。果樹や畑が多い平坦地もあるため、集積率が低い地区はありますが、基本的には平たん部は 8 割以上の集積率を目標としています。中山間地を含むところの集積率の目標は 60%としております。「4 地域内の農業を担う者一覧」は現状と 10 年後の担い手の面積の明細が入っています。個人情報であるため、話し合いの際にはお示ししなかった部分です。「現状」は今把握している面積を入れています。「10 年後」は意向調査で回答をいただいたもの、また認定農業者の方からは計画書をもらっているため、そこから算定した数字を 10 年後に入れています。目標地図は、皆様からいただいた情報を反映したものです。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
川 村 委 員	「4 地域内の農業を担うもの一覧」ですが、複数の地区に跨って、地域計画に名前が記載されている方はどのように表示されるのですか。
農 政 課	「現状」の面積は、地区ごとの面積を集計し、その数字を記載しています。「10 年後」は意向調査の際に、この地域で行いたいという方に関してはその地区で数字を積み上げていますが、他は現状の面積に対して按分して記載しています。今後、年に 1 回見直しができますので、担い手の意向を聞きながら、変更していく方向で考えています。
川 村 委 員	名前は複数の地区に載っているのですか。

農 政 課	そうです。
阿 部 委 員	地域計画は今後どのように進めていくのですか。
農 政 課 長	地域計画は、令和7年3月末までに策定することになっていますが、目標地図は現況地図に近い地図になっています。その部分は毎年話し合いを続けていく中でブラッシュアップして行きたいと考えており、話し合いを行う予算も来年度予算で確保しています。話し合いの在り方については、今年のように、計画の数だけ集まってもらうのが良いのか、農政懇談会の中で議題の1つとして話をしてもらうのが良いのか、或いはもっと違う方法もあるかもしれませんので、各地区に相談して今後検討していきます。
小 松 委 員	農政懇談会で話し合いをするとしたら、段取りがありますので、なるべく早めに私たちにご連絡いただければと思います。 また、例えば現状の計画に名前が載ってない担い手が新しく入ることになった場合、農地の貸し借りができるようになるのは、どの時期になるのか教えていただきたいと思います。
農 政 課	農地中間管理機構での貸し借りについては、地域計画の変更は、後でまとめた変更で良いとなっています。変更の手続きについては示され始めたところであり、詳細は今から確認することとなりますが、前提として、農業者の不利益にならないようにするということは、各地域でもお話ししています。ただし、農地転用は事前の変更が必要だということも示されておりますので、その辺も滞りなくできるようにしていきたいと思います。
会 代	農林水産省から補助の案内が届いたのですが、集積率によって補助が変わってくるとのことです。集積率を上げていかないと、大規模に農業を行っている人についても十分な補助が受けられない感じになってくるのかと思った次第です。
議 長	他にありませんか。無いようですので農政課の方々にはここで退席いただきます。ありがとうございました。 (農政課退席)
議 長	計画案に対する当委員会の意見として、何か意見等ありませんか。 (意見なし)
議 長	それではお諮りします。議第84号について、適当であるとすることに異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 全員異議なしと認め、議第 84 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定について、適当であることに決します。 次に進みます。 議第 81 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	96 号ですが、申請者より取下げの申出がありましたので、議案書から削除をお願いします。 案件は 91 号から 95 号、97 号から 100 号までの 9 件で、農地の所在、申請人、申請事由等は記載の通りです。 91 号は、高瀬地区、隣接地の買受による所有権移転で、蔬菜栽培の予定です。 92 号は、村木沢地区、経営拡張のための所有権移転で、水稻栽培の予定です。 93 号は、滝山地区、隣接地の受贈による所有権移転で、蔬菜栽培の予定です。 94 号は、西山形地区、隣接地の買受による所有権移転で、ワラビ、ゼンマイ等の山菜栽培の予定です。 95 号は、大郷地区、経営拡張のための所有権移転で、蔬菜、梅等を栽培の予定です。 97 号は、東沢地区、新規就農のための所有権移転で、蔬菜栽培の予定です。委員調査を実施しています。 98 号は、楯山地区、経営拡張のための所有権移転で、里芋栽培の予定です。 99 号は、南山形地区、経営移譲年金再設定のための使用貸借による権利設定で、畑については蔬菜、樹園地についてはブドウを栽培の予定です。 100 号は、出羽地区、新規就農のための使用貸借による権利設定で、蔬菜栽培の予定です。委員調査を実施しています。以上 9 件について、ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 97 号について、7 番井上委員から報告をお願いします。
井 上 委 員	申請人及び内容は議案書記載の通りです。新規就農による申請で譲受人と譲渡人は[]とのことです。申請の経緯ですが譲渡人は高齢のため、[]に行くとのことで、譲受人に話したところ、農業を行ってみたいという希望があり、この度の申請になったそうです。譲受人は実家において、約 10 年農作業をしていた経験があり、譲受人と[]の 2 人で従事するとのことです。売買価格は 10 a 当たり []円で総額 []円です。申請地は []

	です。道路側に小屋と家屋があり、その後ろに申請地があります。農地に行くには、必ずその敷地の中を通る必要があります。農機具は小さい耕運機が1台と肩掛けの草刈り機2台を譲渡人から譲り受け農作業をするとのことです。この農地を譲受人以外の人が所有する場合には、農地に行くための道が必要となるため譲受人が最適だと判断しました。従事日数は譲受人が年間約200日、 が30日です。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	次に100号について、8番伊藤委員から報告をお願いします。
伊 藤 委 員	申請人及び内容は議案書記載の通りです。申請理由は新規就農です。貸人は現在も営農していますが手いっぱいであり、 である借人に相談したところ、自家消費用の農地を営農したいという希望があったため申請に至りました。賃料は であり、期間は10年間です。申請地は畑であり、すぐ利用できる部分と、保全管理している部分があります。すぐ利用できる部分にはキュウリ、ナス、大根、保全管理している部分には紅花を植えたいとのことでした地元農業委員である丸子会代に指導を受けながら、農作物を栽培する予定です。農機具は耕運機、軽トラック、草刈り機を各1台所有しています。通勤距離は自宅から1kmで年間200日従事する見込みです。農薬の使用は地域の防除基準に従うため周辺の農地に影響はないと見込まれます。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さんから質問、意見等ありませんか。
小 松 委 員	100号ですが、使用貸借の期間は10年間とのことですが、借人の方も高齢ですが支障はありませんか。
伊 藤 委 員	確認したところ、病気等で耕作できなくなった際は解約するとのことでした。
日下部委員	97号ですが、申請地に行くのに住宅と小屋の敷地を通らなければならないとのことですが、住宅と小屋は、譲受人の所有になっているのですか。
井 上 委 員	現在はまだ所有していません。
事 務 局	確認したところ、こちらの住宅に移り住みたいということでした。申請者は であり、今後、所有権を移転する予定です。
熊 谷 委 員	98号の譲受人ですが、里芋のかすによるおいが生じている農地がありますが監視などはできるのでしょうか。

事務局	農業委員会からの監視もありますが、廃棄物ですので、苦情等があれば環境部門に相談いただければと思います。腐らせて、単純に積み上げておくのと、堆肥にするのとでは違いますので、その都度相談いただければと思います。
議長	他にありませんか。無いようですので、出席推進委員の方からも意見を頂きます。永野推進委員お願いします。
永野推進委員	高齢ですが新規就農したいという申請や■■■■の農地を活用して農業を行いたいという申請がありましたが、いろいろな形で農業を志す人がいて力強いと思います。
議長	佐藤安広推進委員お願いします。
佐藤（安）推進委員	新規就農で農業をしてくれる人がいるということは大変良いことだと思います。
議長	七五三推進委員お願いします。
七五三推進委員	高齢の方が新規就農されるという申請がありましたが、確かに耕作してもらえればありがたい話なのですが、大丈夫でしょうか。
会代	100号の件だと思いますが、借人は実家の農地の草刈りなどを行っています。まだまだしっかりしている方ですので大丈夫だと思います。
議長	三澤推進委員お願いします。
三澤推進委員	耕作を引き受けてくれる方がいることで、多少なりとも農地を荒らさずに耕作してもらえるのではないかと思いますので、良かったと思います。
議長	ありがとうございました。農地の貸し借りについての相談窓口は推進委員が中心になって行うことになっておりますので、ぜひ地域を回っていただければと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。 それではお諮りします。議第81号について許可することに異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	全員異議なしと認められますので、議第81号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。

事務局	次に進みます。 議第 82 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程します。事務局の説明を求めます。 内容は、59 号から 62 号まで 4 件で、農地の所在、申請人、申請事由等は記載の通りです。 59 号は、西山形地区、使用貸借による権利設定により土地所有者である■と共同で敷地拡張し農家住宅の建て替えをするものです。令和 6 年 8 月に農用地区域からの除外に当たり、当委員会で妥当である旨を意見しています。第 1 種農地相当と判断しています。 60 号は、楯山地区、使用貸借による権利の設定により、■と同地区への居住を希望する■及び■が農家分家住宅を建築するものです。第 2 種農地相当と判断しています。 61 号は、大郷地区、所有権の移転で一般住宅の建築です。第 2 種農地相当と判断しています。 62 号は、千歳地区、所有権の移転で長屋の建築です。委員調査を実施しております。以上の 4 件について、ご審議よろしくをお願いします。
議長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 62 号案件について 7 番井上委員から報告をお願いします。
井上委員	申請人及び内容は議案書記載の通りです。譲受人は個人で賃貸アパートの経営を行っており、村山市に■棟、東根市に■棟、山形市に■棟の賃貸アパートを保有しています。この度事業収益を図るため、山形市内での賃貸アパートの建築を計画しました。市内北部において用地を検討していたところ、不動産会社により当該地の紹介を受け、売買について所有者より了承が得られたことから申請に至りました。申請地は市立第四中学校から北へ約 300m のところに位置する農地です。10ha 以上の一団の農地の区域内にあり、過去に土地改良事業が施行された土地であることから、第 1 種農地と判断しました。第 1 種農地であるものの、集落に接続する場所で、当該事業は集落に居住するための住宅に供するものであり、申請地に変えて他に代替できる土地などもないことから、やむを得ないものと認められます。被害防除対策は汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透で集積枳や浸透側溝を設置します。造成は盛土を行うところもありますが、境界はブロック積みや L 型擁壁を新設することから、隣接地への排水や土砂などの流出はないと判断しました。開発許可は事前協議提出済みで見込みありです。東部土地改良区からの意見書も確認しています。ごみ置き場は申請地内に設置するとのことです。土地取得費は■円、坪あたり■円です。土地造成費は■円です。建築費は 2 棟で■円です。資金は■を確認しています。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
安 達 委 員	62 号ですが、土地の面積の割に建物面積が少ないと感じますが、残りはすべて駐車場でしょうか。
井 上 委 員	駐車場は 37 台が停められる計画であり、また自転車置き場を整備します。建物の部屋数は、1 棟当たり 10 世帯で、2 棟建築します。
石 川 委 員	長屋とアパートの違いは何ですか。
事 務 局	長屋は廊下などの共有する部分がなく、1 つ 1 つの部屋に直接出入りができるものです。
安 孫 子 委 員	62 号について、申請地の北側はどうなっているのですか。
井 上 委 員	北側は畑になっています。
阿 部 委 員	60 号ですが、登記簿上は宅地と記載されていますが、現状は農地になっているのですか。
事 務 局	登記簿の地目は宅地となっていますが、現況が農地となっており、農家台帳にも登録されています。
議 長	他にありませんか。無いようですのでお諮りします。 議第 82 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 82 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。 議第 83 号 農用地利用集積計画についてを上程します。なお、議案中、10 番安達委員に関する案件がありますので、議事の参与を控えていただきます。それでは、事務局の説明を求めます。
事 務 局	このたびは、令和 6 年 11 月受付分の農地中間管理事業による「利用権設定」です。 地目別設定面積、作物別設定面積等、それぞれの一覧表に記載の通りです。農地の所在、貸付人、借人等、内容は記載の通りです。農地中間管理機構の借受けが 30 件、農地中間管理機構からの貸付けが 22 件です。農用地利用集積計画の公告日は、2 月 25 日(火)の予定です。以上について、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。

議 長	(質問等なし) 無いようですのでお諮りします。議第 83 号について、適当であるとするに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 83 号 農用地利用集積計画について、適当であるとの意見に決します。 これにて議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局	報告事項 (1)、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理については、229 号から 251 号まで 23 件を受理しています。 報告事項 (2)、農地法第 5 条届出書の受理については、57 号から 60 号まで、4 件を受理しております。 報告事項 (3)、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理については、238 号から 272 号まで、35 件を受理しています。 報告事項 (4)、農地改良届出書の受理については、17 号、1 件を受理しています。 報告事項 (5)、農地法第 5 条の規定による許可については、46 号から 58 号までの 10 件について許可を決定し、許可書を交付しております。報告事項は以上です。
議 長	次に 6 連絡事項について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(1) 次回の総会 (定例) について：令和 7 年 3 月 13 日 (木) (2) 次回の委員調査について：令和 7 年 3 月 11 日 (火) 調査委員は、6 番富田理恵子委員、9 番森田誠一委員となります。
議 長	次に 7 その他について、何かございますか。 何もなければ、これで第 21 回総会を終了します。 (閉会午後 2 時 40 分)

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

